

Title	自由主義の経済政策
Sub Title	
Author	気賀, 健三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1937
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.31, No.7 (1937. 7) ,p.987(59)- 1029(101)
JaLC DOI	10.14991/001.19370701-0059
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19370701-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由主義の經濟政策

氣賀健三

今日の經濟學界に於ける最も興味ある問題の一つは、自由競争と獨占の問題である。經濟政策上の問題として之を見るならば、自由主義的政策か統制主義の政策かといふ問題である。而して論壇の風潮は理論經濟學界に於ても、經濟政策思潮としても、後者に組するものが多い。經濟理論としては、獨占組織下に於ける經濟現象を重要對象となすべきことを説き、自由競争組織下に於ける理論は、現實から遊離して居るとか、時代遅れとなつたとかいふ様に考へて居る。(註一) 又經濟政策としても自由主義は既に其歴史的使命を果し終へたとか、或は今後國民經濟的生產力を増進せしむる方策として殆ど役に立たぬといふ風に想定され、之に代ふるに所謂統制經濟又は計畫經濟の政策を以て充てようとする思潮が非常に強い。(註二) 自由主義の終焉とは數年來しばしば叫ばれて居る言葉である。斯様な思潮に對しては勿論自由主義の立場からする反對論も無い譯ではないが、其勢力は餘り認められて居らぬ有様である。吾人が今茲に取擧げやうとする問題も之に關するもので、題して經濟政策上の自由主義といふのは、此

主義の本質が奈邊に在るかを明確にし、之を全然排斥せんとする最近の風潮に抗して、其誤解又は誤謬と考へられる點を指摘し、以て經濟政策の根本方針を正しく認識せしめんとする意圖に外ならぬ。惟ふに、經濟政策上の自由主義は、從來、理論經濟學に於ける自由競争の前提と同一の現象である様に考へられて居つた。

理論經濟學に於ては、社會經濟的現象を説明するに當つて、自由競争といふ概念を一つの理論的前提として解釋を施して行くのが從來の仕來りであつた。而して此概念に就て特に詳細な定義を下さなくとも、論者は勿論一般讀者も等しく自明の事柄の様に考へて、其内容に就てやかましい論議を加へることはなかつた様である。自由競争といふ丈で、それが何を意味するかを敢て問題とするまでもなく、各人それづくに判つて居つたのである。それで居て然かも何等の不便も起ることが殆ど無かつたといつてよいかも知れぬ。

然るに最近數年來の理論經濟學界の趨勢は此様な呑氣な状態に放任しておくことを許さなくなつた様である。といふのは外でもない。所謂自由競争又は經濟的自由主義として理解せられ得る現象と全く相容れぬと考へられる經濟現象が多數吾人の眼前に展開せられて來るやうに爲つたからである。獨占とか、統制經濟とか、計畫經濟とかは即ち之である。此等の現象は、確に資本主義組織の高度に發達せる諸國に於て、例外なく之を見る所である。ソウェート聯邦の如きは計畫經濟の遂行に當つて全世界に其範を垂れて居るといつても過言ではない。此處に於て多數の學者は口々に自由競争の終焉を叫び、延ひて經濟的自由主義の破綻を指摘し、統制的經濟組織の到來を認識するに至つた。學者の或る者は、自由主義の罪惡や弊害を數へ舉げて、其終末を喜び、統制經濟的組織の實現を希望した。又純理論經濟學の方面に於ても、自由競争の前提の上に論を進める從來の説明を以て頗る不完全又は無益なものとして考へ、不完全競争の理論とか獨占的競争の理論とかの名稱の下に所謂自由競争を阻害する要素を強調した所の新しい經濟理論を提唱する傾向が相當に強く爲つたのである。

吾人が此處に問題として取上げる所の問題は、實に此自由競争の眞の意義如何であつて、之を明白にすることは、近時の所謂統制經濟的政策思潮に對して是非の判斷を下し、且つ又吾人の採る可き根本的方針を決定する上に於て確固たる基礎を提供することに爲るであらう。猶ほ一言注意して置きたいことは、吾人の問題は純粹經濟的見地からのみ觀察されるといふことである。といふのは、經濟的自由主義なる言葉が、屢々一般的には自由主義の思想一般と同一視され、自由競争の崩壊といふことは同時に自由主義の破滅を意味する如く解せられることがあるのであるが、吾々は自由主義に就て社會學的な、其他非經濟學的な見地から解説を施さうといふのではない。唯々、從來經濟學並に經濟政策上の概念として用ひられて來た所の自由主義に就て純經濟學的に一面の検討を加へて見ようといふのである。勿論、自由主義的思想と自由競争なる現象とが密接な關係にあることは之を否定し得るものでなく、又敢て之を否定しようとするものは誰も居らぬであらうが、吾々は唯々注意を經濟上の自由主義に向けるといふだけの事である。

(註一) 獨占を經濟學上の重要對象として取擧げた書籍には次の二冊の如き有名なものがある。

Robinson, Joan: The economics of imperfect competition. London 1936.

Chamberlain, Edward: The theory of monopolistic competition. Harvard University Press, 1932

註二、大多數の社會主義者は之に屬する。

II

經濟上の自由主義は過去に於て屢々自由放任といふこと、同一視され、自由放任の政策を採ることは、同時に自由競争の行はるゝ社會を謳歌するものと解された。此解釋は或程度まで正しい。併し全く正しいとは言へない。といふのは自由放任の立場を取ること即ち自由競争の行はるゝ社會を意味することになるとは限らぬからである。又自由主義即自由競争賛成論と斷定することも早計に過ぎるのである。

斯様な早計な斷定は、他方に於て、統制經濟政策を採ることが直ちに自由主義を否定せんとするものであるといふ考へを是認することになる。之も亦或意味に於ては正しいかも知れないが、正確には正しくない。自由競争といふ制度は成程確に統制經濟的手段に依つて制限され、變革を蒙るに違ひないが、自由主義が之に依つて根本的に排斥されるとは限らぬのである。

經濟學の歴史を顧るならば、英國の古典學派は經濟政策上に於て自由主義の總本山とも稱すべく、自由競争制度の經濟組織を前提として理論を進めたことは何人でも認める所である。従つて此兩者の間に密接な關係があることは疑ないであらう。併しながら表面上の此事實のみに着して、政策としての自由主義が制度として自由競争を常に

必ず要求するものであると斷定してはならぬ。蓋し其時代々々の經濟狀態の相違に應じて、政策と制度は常に同様な關係を保つとは保證されるものでなく、情勢の相違は、同一の目的が異なつた制度、異なつた政策に依つて實現されるといふ結果を生むからである。

吾々は次に、自由競争の制度が何故に古典學派に依つて想定せられ、且つ自由主義の政策が此制度と相調和するかを研究して見よう。さうすれば、自由主義の目指す所の眞の目的が判り、同時に、既往と異なつた現代の情勢の下に於て、此主義が必ずしも自由競争制度を固執するものでもなければ、又、國家の干渉を可及的に排斥する自由放任の思想でもないことが判明するであらう。

吾人は嘗て、人間の經濟生活の目的が、欲望満足を可及的多大ならしむる爲の外的手段の獲得に在ること、従つて經濟政策の目的は此外的手段をば需要に應じて最も適切に供給することに在るといふこと、而して今日の社會に於ては需要の強弱は間接的に貨幣に依つて測るより外に方法がないから、外的手段供給の方針は結局其供給資源の貨幣價值出力の大小に依つて決定せられねばならぬといふことを述べた。更に又、欲望満足の供給資源、即ち所謂生産要素の價值生産力が高いといふことは、一方に於て之より生ずる所の直接欲望満足手段の價值が高い事、即ちより緊切なる需要に應ずることに成功せることを意味し、他方に於て、當該生産手段所有者の貨幣所得が相對的に多いことを意味するのであるといふことを説明した。(註三) 各種生産要素は、今日原則として企業家の手を通じて生産に参加するものであり、企業家は自ら經營する所の企業の收利力 (rentability) を可及的に大ならしむるこ

とに成功する場合に、其利用せる諸生産要素に對しても亦、より大なる價值生産力を歸せしむることが出来るのである。而して次の様に述べた。

「完全なる自由競争を假定するならば、其時の人口の知識の許す範圍内に於て、一社會の各種企業はそれらの危険を考慮して、何れも相均しい收利力を發揮する筈である。之を個々の生産要素に就て言へば、それらの發揮する限界的生産力が均等に爲る様に各種生産業に分配せられることに爲るであらう。斯くの如き状態に達せる場合に於て、當該社會に於ては最も高き經濟的生産力が發揮せられたことに爲るのであつて、之は與へられたる條件の下に於ける最高の目的といふべきである」(註四)と。

茲に於て吾人の問題とする所は此完全なる自由競争の意味である。曩の論文に於ては之に就ては少しも論及する所がなかつた。

若し此完全なる競争が現實の社會に於て行はれて居らぬとすれば、之の實現に努むべく、又それさへ實行不可能なれば他の何等かの手段を以て其不備を補はねばならぬ。然らずんば競争の制度を全然排除して新しい別箇の原則に基づく制度、例へば計畫經濟の組織の如きものを導入せねばならぬ。後者を採る所の立場に就ては、之に反對せる私見を嘗て述べたから(註五)、今茲に再論しようとは考へない。前者の立場に就て些か所見を述べようと思ふ。さて、完全なる競争とは抑々何を指すのであるかといふに、近代の學者の見解を引用することは、此間に答へて理解を容易にする近道であると思ふ。

ジ・アン・ロビンソンは頗る簡單に定義して言ふ。

「完全競争は、各個生産者の産額に對する需要が完全に弾力性ある場合に於て、一般に存在する。此事は、賣手の數が多くて、一人の産額が當該商品の全生産額中の一小部分を占め、殆ど無視さるゝ程のものであるといふ事、並に第二に買手は、相競争する賣手間の選擇に關して總て同様の態度を取るものであり、従つて市場は完全であるといふことを必要條件とする」(註六)と。

因みに、需要の弾力性とは一定産額の一定價格に對していふ言葉で、少額の價格の變化に應じて比例的に變化する購買量の關係をいふ。

又チエム・パレンは自由競争に純粹競争と完全競争との區別を設けて次の如く述べて居る。

「純粹競争」は、吾々の出發點である。「純粹」といふ形容詞は、獨占的要素を混へざる競争を記す爲にわざと選んだものである。之は「完全」競争よりも遙に單純で且つ内包の少い概念である。何故かといふに、後者は獨占の欠除以外に幾多の點に於いても完全さを含んで居ると解釋せられるからである。例へば、後者は各種生産要素の理想的流動性又は移動性といふ意味の下に一切の摩擦が存在せず、爲に現實的には、情勢の變化に適應する爲に時間を要する場合にも、理論上即時に其適應が完成されるといふ意味を含んで居るであらう。又、それは將來に對する完全なる知識並に其結果としての不確實性の欠除を含んで居るであらう。更に其上に又、個々の理論家が自己の問題に好都合で有利と考へる所の種々の「完全さ」を含んで居るのである」(註七)と。而して「獨占とは

通例供給に對する支配力を意味し、從つて又價格に對する支配力を意味する。純粹競争の唯一の成立要件は、何人も斯かる支配力を毫も有しないことであるといふことを上に示した。此事は、然るに二つの面に之を分析することが出来る。先づ第一に賣手及び買手の數が多く、爲に或一人なり數人協同なりの勢力が無視せられ得るのであるに相違ないのである。第二には、價格に對する支配力は、總ての生産者が同質の財を作り、之を同一の市場で賣却する場合にのみ完全に排除されるのである(註八)と。

又ミード(J. E. Meade)の説明は次の通りである。少し長いが彼の言葉の儘引用する。

「吾々は、次の二つの條件が遂行される場合に競争が完全であると言ふ。即ち

- 一、諸職業間に生産要素が最高報酬を求めて移動するに當り、何等の人爲的制限がない場合
- 二、如何なる單位の支配力も——即ち或財貨を賣買せんと決心せる個人なり會社なりが——其自身の力に依つて、其賣買せられたる物の價格に著しい影響を與へることが出来ぬ場合

一、第一の條件は、勞働が給料低き職業から其高い職業へ移動することを妨げたり、或は又資本や土地の所有者が最高の利率や地代を提供する生産者達に此等の生産要素を貸付けることを妨げたり、或は又原料品の生産者が、自己の生産物をば最高の價格を申出で、來る人に賣却することを妨げたり、更に又或ひは新規生産者が、異常に高い利潤の得られさうな何んな産業に於ても一つの企業を設立することを妨げたりする所の人爲的制限が少

しも無いといふ意味を含んで居る。……

第二の條件は、同一の財貨又は給付を同様に賣買する所の買手と賣手とが多數あつて、然かも他人が之を賣買する價格を何れも皆知つて居るといふ意味を含んで居る。一例に依つて此事柄を説明しやう。今假に一定品質の小麥を生産する多數の獨立せる農夫と之を消費する多數の獨立せる消費者とが居るとする。此等の條件の第一の結論は總ての小麥が一定時に於て同一の價格で賣られるであらうといふことである。何となれば若し一市場に異つた價格が取引されるとすれば農夫達は高い價格を提供せる消費者にのみ其小麥を賣り、一方消費者達は低い價格を附ける農夫からのみ購入し、結局價格の相違は消滅して仕舞ふからである。

併し、此等の條件の第二の結果として更に一層重要なものは、生産者にせよ將た又消費者にせよ自己自身の行動に依つて其商品の價格に影響を及ぼすことが出来ぬといふことである。……(註九)と。

ロベルト・リーフマンの意見は次の通りである。

「……換言すれば、獨占と競争の問題は、爾餘一切の經濟理論上の問題と等しく、靜態的でなく、典型的に動態的なものである。此事實は、現今の理論の猶ほ、殆ど認識して居らぬ所である。而して、此意味に於ける競争は、單に市場に幾何かの賣手が居るといふこと丈ではない。吾人は勞働及び資本の移動自由の可能性として之を定義することが出来やう。一産業部門に於て新規の賣手の出現が排除されぬ限り、少くとも潜在的に競争は存在して居るのである。新規の賣手の競争の不可能なること、即ち絶對的の獨占は、特許權とか、公團體の行政的獨占

の如き法律に基づく場合や、一定財貨及び給付の供給が増加され得ぬといふ事實に基く自然的獨占の場合にのみ存在する。然かも此後者は大概の場合相對的獨占到過ぎない」と。又曰く「其故に吾人は、如何なる産業の部門へも參加する自由といふ意味の自由競争と、競争的闘争即ち、競争制度の根本的特徴と看做されて居る所の相互的糺合ひとを正に區別することが出来る。競争的闘争に於ける經濟的最强者生存は兎に角一時的に此闘ひに結末を齎らし、獨占へ進んで行く、が併し同時に自由競争に新しい刺戟を與へる。従つて、獲られたる獨占の地位が開拓せられるならばせられる程、競争的闘争は益々更新されるのである。此意味に於てのみ自由競争は吾人の經濟的秩序の基礎的原則である。否な、一層正確に言へば、現存經濟社會即ち交換の過程を通じて社會全員に對して爲す供給を組織するものは、競争でなくして、個人の利得追求の自由なる發展である」(註一〇)と。

最後に今一人自由主義的理論家ラツラの所説を引用することを許されたい。
「經濟的意味に於ける競争は、…富なる名稱の下に類別せられる物品を所有せんとする希望より生ずる所の競争に關するものである。

更に吾人は、個人が總て合理的であり、且つ各人は自己の勞働の產物をば、出来るだけ多量の、他人の勞働の產物と交換せんと努めるものであるといふことを假定する。…總ての者が最高の收益の獲得に努め、且つ勞働と資本とが、收益の最高の所へ入込んで行くならば、其場合には結局收益平等の状態が生ずるであらう。經濟的意味に於ける競争の根底は此過程、即ち最高の收益のある地位並に活動へ何等拘束を受けずに移動することである。

る。」

「上に述べ來たつた所より判る通り經濟的競争の本質は生産要素の移動性である。移動性を増すものは經濟的競争を増し、移動性を減ずるものは經濟的競争を減ずる。生物學的闘争、競争單位の數並に大き、又は斯様な單位の組織や所有權等は、唯々生産要素の移動性が増加又は減少する限りに於て、經濟的意味の競争を増加又は減少するに過ぎない。」(註一一)と。

此移動性とは、唯々單に、土地、勞働、並に企業が一產物より他の產物へ、一産業より他の産業へ移動すること許りでなく、此等諸要素の或一つの數量上の増減をも包含するものである。而してラツラが此移動性の成立條件として擧げるものは、第一に稀少性の現象である。此稀少性なくば、何人も其欲望満足の爲に、生産要素移動に必要な努力を拂ふものはないであらう。第二には人の欲望満足の積極性、第三には、完全なる移動の要件としての完全なる知識、第四には生産要素の完全なる分割可能性、第五には、移動を妨げる諸社會制度の排除を擧示説明する。

(註一二)

以上に例示した五人の學者の見解は、此競争なる概念を使用する其用途の違ひに應じて定義の仕方にそれ／＼相違があるが、此等の中から共通の要素を抽出して見れば、競争の根底に潜む本質を理解することが出来るであらう。後の三人、即ちラツラフ、リーフマン及びミードに於て明に認められる共通點は、生産手段の拘束せられざる移動性並びに、各經濟行爲者の營利的精神といふ二點である。之は三人共明言して居る所である。然らばロビンソン

やチェムバレンに於てはどうか。此二人は競争を獨占と區別することに重點を置き、然かも價格關係の上に及ぼす其作用から兩者を定義して居る。其用語は抽象的であつて、現實的に競争が如何なる形式を取るかといふことは直接に述べて居らぬ。が併し前記三人の言と同様の意味の内容が彼等の抽象的用語中に含まれて居ることは容易に之を相推することが出来る。即ち賣手と買手が澤山同一市場に在つて、其處に一物一價の法則が支配するといふことは、上述の意味を含むものと解して差支へないであらう。蓋し多數の當事者が相對する時財貨の自由移動と、行爲者の營利的精神なくしては、一物一價の原則は實現し得ないからである。

自由競争が吾人の經濟的目的達成に適へる最も優れた原則であると看做す考へ方は實に斯様な推論から來たものである。

「欲望の満足の想像し得る最高額は、各産業の部門に於て最も低廉なる賣手が需要總額を供給する場合に之を擧げることが出来る。結局に於て此状態を齎らすことが自由競争の最終の目的である。」(註一三)

(註三) 三田學會雜誌三十一卷一號拙稿「經濟政策の目的」參照

(註四) 同書九三頁

(註五) 三田學會雜誌三十卷九號拙稿「價值論と計畫經濟」參照

(註六) J. Robinson, 上掲書、一八頁

(註七) Chamberlain, 上掲書、六頁

(註八) 同 同 七頁

(註九) J. E. Meade; An introduction to economic analysis & policy: 1936 Oxford. 九六—九七頁

(註一〇) Lieftmann, R.; Monopoly or competition in Quarterly Journal of Economics, Vol. 29, 1915. 三一六頁

(註一一) Ratzlaf, C. J.: The theory of free competition, 1936 Philadelphia. 二九—三一頁

(註一二) Ratzlaf, 上掲書三二—三六頁參照

(註一三) Lieftmann, 上掲書三三四頁

三

吾人は上に、比較的正確な定義を「競争」に下せる數人の現代の學者の言を引用したのであるが、それに依つて生産要素の移動性と、各人の營利的精神とをば、競争なる假定の根底に潜む共通の精神として抽出した。けれども之は飽くまで根本的精神であつて決して自由競争其物ではない。自由競争は一般に一つの社會の經濟組織を制規する形式的條件として獨占的經濟組織に對抗して考へられて居る。即ち、ロビンソンやチェムバレンやミード等に見られる通り、第二に同一市場に於ける賣手並に買手が頗る澤山の數に上るといふこと、第二に、各生産要素の所有者が隨意に其生産要素の提供を決定し、之に對して何等の人爲的制限の加へられぬこと、換言すれば所謂營業又は職業の自由が認められて之に對する國家の干渉が無いこと、第三に獨占的支配力を市場に振ふものが居らぬことなどが其條件である。此中、第一と第三は獨占到對して「競争」なる意味を強調し、第二は國家の干渉又は統制に對抗して「自由」を力説するものとして一般に承認せらるゝ所である。

社會組織を規律する根本條件として自由競争を見るならば、此解釋は確に正しい。而して今日、自由競争經濟學の轉換期とか自由主義經濟政策の崩潰とか言ふのも、此意味に於ては至極尤もと思はれる。カルテルやトラストの成長、發達、國家の經濟的干渉範圍の擴大、或ひは又労働組合の増大など、近時の團結的行動の隆盛は、正しく自由競争制度の衰退を物語るものである。此様な見方からして、今日の自由競争制度は決して、各人の最大可能の欲望満足を保證するものでないといふ議論が當然生れて来る。例へば、一部のトラストやカルテルが強大なる獨占的支配力を全市場に振ふことは、當該獨占團體の供給する商品の價格をば其限界的生産費以上に決定せしめ、一方、生産要素の提供者をして、その限界的生産物の價值以下の報酬を受領せしむるといふ結果を齎らすのである。(註一四) 此處に於て、自由放任の政策は、今日既に行ふべからざる政策と化し、之に代つて國家的統制の政策に移る時代が到來したと考へられ、之に依つて獨占的行動を監督すると同時に國家の積極的支配力を強化せんと計るに至つたのである。

現代の經濟生活に於ける獨占的支配力の勢力を考慮して、之に就て下す是非の判斷に就ては、論者の間に種々の相違がある。一方の極端に於ては、依然として自由競争制度を贊美して、獨占の支配を望まざるものから、他方の極端に於ては、カルテルやトラストの勢力の増大を利用して國家社會主義又は計畫經濟の理想へ進むことを期待するものがある。其中間には競争と統制との何れかに重點を置く程度の相違に従つて多種類の經濟政策上の思潮があるのである。(註一五)

自由主義の主張の終焉は、上述の如く、社會に於ける獨占的組織並に國家の干渉政策の強化といふ點から論議される許りでなく、元來自由競争そのものが決して最大可能の満足を社會各員に保證する制度でないといふ點からも此主張は排斥される。換言すれば、自由競争が最大可能の欲望満足を齎らす爲には、幾多の理想型な前提が必要であつて、此等の前提が實際社會に存在せぬ以上、斯かる前提に基礎を置く自由競争を贊美する自由主義の經濟政策は決して當を得たものでないといふのである。此點に就て最近の學者、ミード及びナイトを(註一六)取つて説明しよう。

ミードは完全競争が其理想的目的の達成に適しない理由として、先づ第一に、消費者の無智を擧げる。即ち、若し消費者が各種物品の微量を増減することの重要性に就て注意深く考慮し、且つ又若し自分達に最も適するものは何であるかを知つて居るならば、完全競争と、生産要素移動の自由とは、社會の經濟的資源をして、消費者の欲望を最も充分に満たす様に作用するかも知れぬ。が併し消費は眞實に其最適のものを知つて居るであらうか(註一七)とミードは疑ふのである。此疑ひは尤もである。吾人の日常の經驗を省るならば誰も、自己の經濟的選擇行為に誤がなかつたことを確言し得るものはないであらう。ミードは此點から推して場合に依つては、消費者の選擇に對して國家の直接干渉する必要を説くのである。ミードの第二の批判は、一特定物品の生産を一單位だけ増加する費用が、直接の生産者と間接的な社會各員全體とに對してそれ／＼異つた影響を與へる場合があつて、其際には餘分の社會的負擔は、自由競争制度の下に於ては生産者に依つて計算されないことがある爲め、其限りに於て最大可能の

欲望満足は實現されぬといふのである。ミードの擧げる例に依れば、或商品の一單位量の生産を増加する爲に、多量の黒煙を吐く工場が必要であつて、消費者は、一單位量を購入するのに其直接の生産費として二磅を拂ふ外に、煙から受ける損害を除く爲に、家屋とか衣服とか其他の財貨を清潔にする費用として十志を支出せねばならぬとする。此場合消費者は、當該財貨に對し二磅の限界效用を認める限り、之を購入するであらうが、社會全體として見れば、一單位に付き二磅十志の費用を支拂つて居るのである。此點に於ても亦、國家の干渉の必要があるとミードは説く。而して次の様に述べて居る。「此場合、當該商品に對し一單位に付き十志の課税を爲すか、若しくは、過剰の煙を防ぐ或種の装置を使用せしむるかして、該商品の生産者に其煙の費用を負擔させる様、公團體の干渉が必要である。此等兩方法の選擇は就中、黒煙滅殺装置の費用が一單位産額當り十志より多いか少いか依つて定まる。若し其費用が此數字より小さければ、黒煙滅殺装置費用の主張の方を、一單位十志の課税より選ぶべきである」(註一八)と。

之も亦至極合理的な議論である。一個人の行動が社會に及ぼす經濟的影響が、斯くも明瞭に計算せられるものならば、此議論に誤りは無い。社會の各員が完全に合理的に行動し、完全に合理的に經濟的計算を行ふならば、縱令一國家の積極的干渉が無くとも、社會的損害に對する責任は適當に責任者たる個人に歸せられて居るであらう。唯々個人的に計算が出来ぬ故に、斯様な場合に國家の役割が要求されるのである。此意味に於て、往時の所謂自由放任政策が國家の任務をば、國防、警察、司法行政に限つたのも、ミードが此處に國家干渉を主張するのも畢竟同趣

旨に出づるものと解してよいであらう。されば上述二點に依るミードの説は、共に人間が合理的行動に於て知識先見等に不足するものがある爲、自由競争の制度の下に於ては理想的欲望満足の状態が生じて來ないといふ意味になるであらう。

上記の批判は、ミードに依れば、縱令一競争が完全であるとしても、此様な不利益があるといふ意味の下に述べられたものであるが、彼は更に自由放任の政策の下に於ても決して理想的結果を生じない。つまり市場は現實的に不完全競争の状態に在るといふ意味の批判を加へて居る。其理由として擧げる所は、一つには商品に對する需要總體が一企業をして最も有利なる生産規模を許すに足る程大きくない場合、例へば一地方に於ける電力事業や交通事業の様なものに在つては、競争が行はれず、獨占が存在するといふ。それから又、運送の費用といふものが、區域的に一部企業をして獨占的經營を可能ならしむることがある。又消費者の側に於ける知識の欠除は矢張り一部特定の企業を無競争状態に置くことがある。更に今一つ、ミードが擧げるのは、實際には質も型も全然等しい品物といふものが殆ど市場に存在することなく、多くの場合個々の企業を作る生産物には實際上若しくは想定上或程度の質か型に相違があり、其爲に獨占的性質がそれらの企業に與へられるといふ様な場合である。

ミードの此等の言葉は正に其通りであらう。此等の事實は、然らば吾人に向つて何を要求するのであるか。競争が不完全であり、獨占的傾向が自づから市場に存在する場合には、其財貨の價格は最大可能の満足を消費者に與へる點即ち限界費用の點に安定しない。當該生産者は限界費用が限界収益より少い限り生産するが、其點は常に必ず

生産物の價格が限界費用の水準にまで低落する以前に在るのであるとミードは吾人に教へる。此より推すならば獨占的狀態が、一般經濟生活の目的に取つて必ずしも有利なものでないことが判明する。之に對して吾人は如何なる方策を取るべきか。自由放任に委して置くべきでない事は確かである。然らば如何に統制又は干渉を加ふべきか。之に答へる事は本論文の目的の一つを爲すのであるが、其前に今一人ナイトの所論を聞くことにしやう。

ナイトは、英國正統派に依つて代表される思想をば、一に個人主義、自由放任主義、競争制度擁護論となし、其欠點を羅列して十二箇條とする。(註一九)其主なる點を概括すれば、第一に個人主義的競争制度は、自由に契約する個人より成ると言はれるが、今日如何なる國家も個人自身の責任に於て契約を結ぶものはなく、何れも家族其他の人々が契約當局者の考慮に影響を與へて居ると、然れば自由契約といふものは意味を爲さぬといふのである。此主張は、契約當事者の胸中に立至つて見れば或はそうかも知れぬが、客觀的なる議論に於て當事者の心理を解剖して云々することは意味を爲さぬ。吾人は唯々當事者が如何なる動機に基づくにせよ、其行動が合理的に所謂經濟の原則に基づくものであると想定すればそれによいのである。第二にナイトは、各人が必しも完全に合理的な者であり得ないことを説く。人は何れも、社會組織なり自己を取巻く周圍の環境なりに依つて影響されて居るから、各人の行動は決して理想的たり得ないといふ。理想的たり得ないといふことが倫理的判斷の色彩を帯びる限りに於て(ナイトの所論は此點頗る倫理的色彩が濃い。否な倫理的判斷の必要を説いて居る)吾人の所論から除外すべきであるが、合理的に行動出來ぬといふ斷定は之は何人も説く如く、正に尤もな次第で、此點に於て自由競争制度が理想的

欲望満足の状態を齎らさぬのはいふまでもない。自由放任主義の政策が不適當な次第は明瞭である。第三に有效なる競争は、交換場裡に入る所の一切の財貨並に給付の流動性、完全なる分割性、及び移動性を要求するが、之は現實にあり得ず、又傾向としてあるかも知れぬが、之と反對の傾向を顧慮せずの一つの傾向を眞實なものと考へるの誤つて居るとナイトは説く。之も亦正しい。自由放任主義が此處にも欠點を持つて居ることは確かである。第四に完全なる競争は、財貨や給付交換の機會が各交換希望者に完全に開かれて居ることを必要とするが、現實の社會に於ては、唯組織化されたる市場に於てのみ完全に近い交換が在るのみであつて、大多數の消費財、土地、勞働等の市場は頗る不完全で、其契約能力は大に制限されて居るといふ。之も亦其通りである。が之は競争制度其物に對する非難でなくして、其不完全なることの非難である。唯々自由放任の政策では、此不完全さが矯正されぬことは事實である。第五に、競争は、現實の買手なり潜在的の買手なりが、其購入せんとする物資に就て其性質を正確に知り、又生産手段に就ては、單に現状のみならず、將來に就ても正しい豫想を行ふべきことを要求するが、之亦完全の姿で此要求が實現されることはない。ナイトはいふ。之も亦反駁出來ぬ程明瞭な事實で、自由放任の政策は、此點に於ても修正を要求されても致方が無いであらう。第六に、ナイトは各人の欲望が理想的なものでなければならぬのに、實際には、欲望は倫理的に批判されねばならぬものであると説くのである。が併し、之は經濟論に道德論を混入する議論であつて、或他の見地からするならば、或は正しいかも知れないが、經濟論としては全く見當はずれの所論であつて、今之を取上げて論ずる必要はない。第七に自由競争は、それ自體として常に存在するものな

く、獨占的結合を絶へず生み出して競争を不完全ならしめて居るといふ議論である。之は理の當然であつて、競争する以上、優秀なるものが勝ち、之に依つてこそ欲望満足の理想的状態も成就されんとするのである。唯、獨占的權力が獨裁的な勢力を振ひ得る場合に、競争の効果が害されることは、曩にミードに就て述べた場合と同様である。第八は、自由競争上の契約が善悪の影響を與へることを論ずるもので、吾人は之に就て上に述べた同じ理由により論じない。第九には、今日の如く信用制度の發達せる社會では通貨、銀行等に就て嚴重な統制があるが、若し放任状態に在るとすれば徒らに混亂を増す許りであらうといふ議論である。此様な見方は、後に説く積りであるが、自由放任主義を餘りにも文字通りに解し過ぎた意見である。自由といひ競争といひ、一定の制度や規則が整つてのち完全に行はれるものであることを了解するならば、斯様な批判は恐らく下し得ないのではなからうか。第十番目には、各個人が現在と將來とを比較判定して、それらの必要に備へるだけの經濟的判斷力を疑ふ趣旨の意見である。之は曩の第五番目の非難と同趣旨のもので、之に對する答も亦同じである。之の爲に統制なり干渉なりが必要であることは確かである。第十一番目も之と同様で、人間の行動に不確實は附きもので、危険と偶然とを避けることは出来ぬから、此點干渉が必要であるといふ意見である。危険や偶然が人間の行動を誤らしめることは、之は如何なる社會制度でも避け得られぬことであつて、あながち自由競争制度のみの責任とする譯にはゆかぬ。がナイトの意見は兎に角尤もである。此危険や偶然を防ぐ爲に種々の干渉や統制が人間に加へられることは事實であるが、之は決して自由競争の本旨に反するものでも何でもないであらう。最後にナイトは、個人主義と競争とが分配の倫理に合

致する様な社會所得の分配を齎らさぬといふ。が之は度々述べる通り、ナイトの倫理上の見解が如何に是認し得べきものであるとしても、經濟論としては關係のない事であつて、吾人の直接に興味の對象と爲すを得ないものである。

以上に於て頗る簡単にナイトの説を紹介し且つ註釋を施した。彼の批判は自由競争に對する從來の批評を大體網羅して居ると言つてもよいであらう。吾人は之に依つて何を知ることが出来るか。それはこうである。自由競争は制度として完全に備はり、又之に應じて各人の知識が、其現狀に關する認識に就ても、將た又將來に對する豫想に於ても正確であり、完全に合理的に行動するならば、所期の理想型的状態に到達することが出来るが、現實に於ては之に必要な條件が具つて居らぬといふことである。之を不完全ならしむる障害を上記の批評よりして概括すれば、第一に人間の知識の不備又は不合理性、第二に技術的な障害、例へば交通の不便とか、一部生産要素の不可分性とかに基づく移動性の欠除、第三に市場に於ける獨占的支配、第四に豫測し得ざる所の危険、不安定の四つになる。此の獨占は、曩に説明した如く、競争の最終的結果として生ずる場合には必ずしも障害とは言へないが、然らざる場合には競争の効果を妨げるもので、上述、第一第二の原因から生ずる場合もあるし、(ミードの説明)又特許權制度とか、自然的資源の稀少性とか、經濟的に數企業併立不可能の場合(例へば地方鐵道、電燈事業)とかに基づく場合もある。

之を要する競争制度が理想的欲望満足の状態を齎らし得ないのは、一つには競争制度其自體が特種の場合に其原

因を負ふこともあるが多くの場合、寧ろ之と反對に競争制度が不完全であることに基づくのである。然かも此不完
全なる所以は、競争制度の直接の責任に非ざる所の、社會的、經濟的又は自然的理由に基づくのである。

併しながら翻つて省るに、理想的なる競争制度を實現せんとすることは如上の障害が在る以上困難、否な不可能
であることは確かである。而して吾人が此處に、一見競争制度の爲に辯明する所があつたとしても、決して此制度
を其儘の姿に戻して之を維持せんことを企圖するものではない。要は唯、現今の經濟的困難の責任を自由競争制
度に歸して、之を非難することを以て満足したり、或ひは又該制度の根本的變革を企てんとする人々に對して一應の
反省を促がさんが爲に外ならぬ。

經濟政策上の自由主義は、具體的には自由競争制度の名に於て非難せられること、上述の如くであるが、他方に
於ては、自由放任の政策の名に由つても非難せられて居る。即ち競争制度に如上の障害があり、且つ又今日の如き
經濟的困窮を生み出せる時に當つて、自由主義者の考へる自由放任の政策を採用することは狂氣の沙汰ではないか
と反問する。上に擧げたナイトにしろ、ミードにしろ、其他多數の反自由主義の陳營に屬する人々の批評は此點に
於て一致する。

此に關して吾人が注意したいことは、經濟政策上の自由主義が決して反對者達の所謂自由放任の政策又は國家
的干渉排斥の方策を採るものではないといふ一事である。以下之に付て少しく述べよう。

經濟政策上の自由主義は一般に國家的干渉を極端に排斥するものと考へられて居る。之は或意味に於て正しい。

といふのは、無制限的に正しいものではないのである。

抑も自由主義の第一の特質は各人の自利の追求に當つて、可及的之を妨害する所の國家干渉を排すといふことに
在る。而して各人をして自由に行動せしめよといふ主張をなすのである。即ち國家の干渉は、個人の自利の追求を
して效果あらしむるに際して妨害となるが故に、又妨害となる限りに於て排斥されるのである。何人と雖も國家の
統制や干渉を全く無視せる經濟制度を念頭に置いて自由主義を考へることは出来ぬ。自由主義の目指す眞の意味の
自由は一定の秩序と制度の整つた社會に於てのみ實現されるのである。唯、個々の自由主義者が、排斥すべき國家
の干渉や、其主張する所の自由などに就て懐く所の具體的内容は、各論者の歴史的環境により、又論者の取扱へる
問題如何に依つて異なつて來るであらう。即ちアダム・スミスの説く同じ自由主義が今日の社會に於ても自由主義
の内容をなすものと斷ずる譯にはゆかぬ。自由主義の根本精神に變りはなくとも其れから生れる具體的政策なり論
旨なりは各時代により異なる。此意味に於て自由の内容が歴史的に變質するといふことは言へる。が併し、經濟政
策上の根本方針として、自由主義の本質は變ることなく、其根本精神が一つであるならば吾人は同じ自由主義とい
ふ言葉を異つた時代々々に使用しても何等差支へないであらうし、或は寧ろ差支へないどころか、一連の系統を引
繼ぐ主義として同じ言葉を用ふる方が正しいであらう。所で經濟政策上の自由主義の本質は何かと言へば、簡単に
言へば、經濟的利益の追求を各人の自由行動に任せる事に依つて、各人の經濟的福祉の可及的達成を計る事であり、
國家の統制なり干渉なりは飽くまで此點に主眼を置き、之の目的を達成する手段として考へられるのである。

經濟政策の目的としての經濟的福祉の意味並に之を實現する政策として、自由主義政策の經濟理論的合理性、又は合目的性に就ては嘗て詳述した所であるから、(註二〇)今改めて述べることはしない。此處では唯自由主義に就て從來誤つて考へられて居る點を指摘して、其眞義を明にしたいと思ふのみである。

さて、自由主義が決して放任主義でないことは、此後者の代表者と考へられて居るアダム・スミスに於てすら之を認めることが出来る。

元來スミスが國富論を著した當時は、未だマーカントリズムの勢力が頗る強大であつた頃であつて、従前の封建的拘束の制度も猶ほ多分に殘存して居つたのである。従つて此等の勢力に反對して、國家的干渉を極力排斥する事に意を用ひたのであつて、此點に於ては確に自由放任の説を採るものであるが、反面に於て、自然的秩序が、或は又自由放任の態度が決して其根本目的を達成する所以でないことを意識して居つたことは明である。例へば、スミスは自然的秩序が若し其赴く儘に委されるならば、必ずしも一般的福祉の爲に作用せぬであらうといふことを指摘する爲に次の様な例をひいて居る。即ち「労働者と、使用主との利害は決して同一でなく、前者は成可く多くを得んとし、後者は成可く少く與へんとする。使用主の數は少く團結は容易であり、常に到る處に於て一種の緊密な團結を爲し、然かも絶へず行政官の援助を聲高く叫んで止まぬ」(註二一)と。又、實銀の自由な出來高支拂ひが「屢々労働者をして過度に働かしむる原因となり、數年を経ずして彼等の健康と體格とを害し勝ちである」(註二二)と述べて居る。洵にラツラの指摘する通り、「スミスは、自由と安全との下に於て、自己自身の状態を改善せんとす

る各人の自然的努力が、社會を繁榮に導くことが出来る」と主張する。が併し、此場合でも、其自體としての自然的自由が問題なのではなく、數無の出過ぎた障害物の中に在つて、此障害物の爲に人爲的な法律が愚かにも餘りにも屢々自然的秩序の作用を妨げることから生ずる社會的結果と比較して見た場合に、干渉せられざる各人より齎らざる結果が問題なのである。競争其自體の考慮は二次的である」(註二三)と。

スミスに就て以上の如き證明を行つた同じ著者ラツラフは、其他の正統經濟學者リカード、マカロック、ミル、ケアンズ、更に下つてマーシャル、ビグー等に就て同様の證明を試みて居る。

正統派經濟學者が、其理論的前提として完全なる自由競争を置いたことは、時に一部の人々をして、それが恰も現實の状態であるといふ想定を思惟せしめ、之より推して自由放任を以て其經濟政策上の主張たりと斷定せしめる傾があつた。略言すれば、斯くの如き批評家は、理論上の要請としての自由競争と、制度としての自由競争とを混同し、之よりして眞正の自由主義は自由放任主義たらざる可らずと誤解したのである。

即此兩者の混同は然るに、既にジョン・エス・ミルが明瞭に注意した所である。即ち曰く「競争をば經濟學上の唯一の規制者と想定すれば、概括の廣く、且つ又科學的に正確なる諸原則を立てることが出来る。…が併し競争が此無制限な支配力を振ふと想定することは、人間界の現實の經過に對する重大な誤解となるであらう」(註二四)と。

スミスにせよミルにせよ、縱令ひ自由放任を以て原則とすべしと筆で記して居るとしても、他方に於て幾多の例外を要求して居る事は、彼等が、一般に反對者等から考へられて居る様な、文字通りの自由放任主義者でないこと

を明に證明するものである。

ラツラフはミルに就て次の様な結論を下した。

「自由放任を以て『通則とすべし』といふミルの意見は、彼が其敘述の際に爲して居る所の除外例に照して之を解釋せねばならぬ。此通則は、次の如き場合に行はれぬ。即ち消費者が商品なり給付なりに對して資格ある判定者でない場合、(例へば基礎教育は強制的たるべし) 個人の精神上又は肉體上の能力が缺けて居る場合、(幼兒又は白痴の如き) 個人が遠い將來に於て自己に最適のものが何であるかを現在誤つて断定し、之を取返し得ることがある場合、(個人は遠い將來を理解せぬ) 個人が會社の經營を他人に委任する場合、(廣告を一層擴張すべし) 個人が單獨で行動しては、其判斷に實效を伴はしめ得ざる場合、(労働時間) 個人の行動が他人の利益の爲に爲される場合、(慈善) 結果が關係個人の生命以上に及ぶ場合、(植民) 及び重要な公益事業が、個人に取つて特に關係なきが爲に實行せられざる場合即ち之である」(註)と。

斯様に述べて來れば、自由主義が決して文字通りの自由放任主義でないことは確であらう。寧ろ之と反對に適當なる國家の干渉を前提とし、且つ之を要求するものである。

經濟政策上の自由主義の本質は、時代々々に現はれる具體的なる自由主義的議論の根底にこそ潜んで居るが、其議論其物と同一ではない。議論は時代に依り、又問題の取扱方に従つて變化するものである。或時代に於ては國家的拘束の制度を難じ、他の時代には同じ論者が同じ問題に對して國家の干渉を要求することがあつても、其表面上

の議論のみから自由主義論の矛盾を云々することは輕率に過ぐるものである。時に排斥し、時に歡迎することは在つても、其根本主旨に於て變る所がなければ、吾人は之を同じ主義の名を以て呼んでも差支へない筈である。表面の形態の上に捉はれる時に、自由主義の破滅が叫ばれるのである。

此意味に於て吾人は眞正の自由主義と現實的なる自由競争の制度とを區別せねばならぬ。現實的なる競争制度は從來から種々の欠陥を内に藏して其修正が叫ばれて來て居る。此呼聲は近年益々高い。世界大戰と近時の世界的經濟恐慌の時代を経て、此制度に對する障害は益々増加して來た。工業方面に於けるトラストやカルテルの組織の増大、非經濟的目的殊に戰爭の危険に備へて發動せる國家の干渉や統制の方策などは其主なるものである。

此等の事實の爲に、財貨の價格は必ずしも、完全なる自由競争の下に於て期待せらるゝ如き理想的平衡状態まで低下しない。國家の干渉は時に生産手段の移動性を妨げることがあり、一企業の生産規模の擴大に伴ふ固定資本の増大は、財貨代用の過程を困難ならしめる。斯様な現象は確かに自由競争の制度を一層不具なものとなせしめ、其本來の目的たる財貨の移動、價値の代用の原則をして著しく不完全ならしめた。自由競争の制度は最早や、其贊美せられたる本來の姿に於て其目的を達成することが困難となり、之につれて自由放任の政策は全く有害無益となり終つた。現代の自由主義の政策は積極的に國家公團體の權力に頼つて、此等の不具、不完全を是正し、又獨占的支配力に對しては一方に於て其濫用を防ぐと同時に、他方に於て之を利用して自由主義の根本目的の達成に努めねばならぬ。

(註一四) ミード氏は之に就て頗る明瞭な表を掲げて其次第を説明して居る。同氏著、前掲書、一三五—一三六頁及卷末の表参照

(註一五) Pribam, K.: Cartel problem. 1935, Washington. 一〇〇頁以下参照、フリップ・ハム氏は、(一)競争制度の資本主義を以て經濟制度を組織する最善の手段となし、私的獨占の擴大を嘆く一派と、(二)カルテル組織を最少限度に止めて原則として資本主義制度を維持せんとする人々と(三)カルテル組織の擴大を重要視し之を資本主義組織内に取入れつゝ、漸進的に該制度の改革を計らんとする者、例へばフアンション主義の人々と、(四)カルテル組織の抗争をば社會主義實現の手段と看做し現代經濟組織の根本的變革を望む所の多數の社會主義者との四種類に分類して居る。

(註一六) Meade: Economic analysis and policy, 1936. 及び Knight, F. H.: Ethics of competition and other essays. London 1935

(註一七) Meade: 上掲書二二〇頁

(註一八) Meade, 上掲書二二四頁、ミードは第三に、所得の不平等に基いて自由競争が最大可能の欲望満足を齎らさぬ事を説明して居る。所得の不平等は主として生産手段の所有權分配の不平等に基くものであり、假に其分配状態を與へられたるものとすれば、特に論議すべき問題とならぬ。與へられたる條件とすることの是非の議論は後に譲る。

(註一九) Knight: 上掲書四九頁以下参照

(註二〇) 拙稿「經濟政策の目的」参照

(註二一) Raziaff: 上掲書六五頁参照

(註二二) Raziaff: 同書 六九頁参照

(註二三) Raziaff: 同書 七一頁参照

註二四 Raziaff: 同書 九二—三頁 Mill: Principle of politica leonomy, Ashley edit. p. 242 参照

四

自由主義の根底に横たはる特徴は、曩に述べた通り、社會各員が各自の利益の追求に於て自由に行動するといふことである。此行動は現代の經濟社會に在つては營利的精神として現れる。此精神の活動によつてこそ、生産手段の移動性に根本的な動力が與へられるのである。生産の過程に於ても將た又消費の過程に於ても代用の原則が遂行せられるのは此自利的精神の下に生産並に消費の手段に移動が行はれるからである。現實の自由競争制度が不完全であるが故に此效果の實現が一部に於て阻害されるのである。此處に干渉の必要が生じ、獨占に對する監督の理由があるのである。

人或は、現代の營利的精神を批判し、之が必しも社會の福祉に貢獻しないで寧ろ害惡を齎らすことの多いものであるといふかも知れぬ。此議論はつまるところ、營利的精神は倫理的に是認さるべき何等の根據をも持たぬといふことを主張するものである。例へばナイト教授は、曩に引用せる同じ論文「競争の倫理學」の結論として、次の様に述べて居る。

「是に由つて觀れば、人間關係の理想的型式に對する基礎として、或は又行動に對する動機として觀たる競争に、眞に倫理的なる是認の基礎を求めることは無駄の様に見受けられる。之は社會をば、同胞の共同團體と看做す異教徒の理想とも、將た又精神的友誼の基督教的理想とも調和せぬ。競争はそれが物事を成就せしむるに當つて、能率

的であるといふ點に於てのみは認せらるゝに過ぎない。併しながら、「如何なる物を」成就せしむべきかといふ質問に對する公平なる解答を求められるならば、其物には幾多の不備欠點を残して居ることを承認せざるを得ぬ(註二五)と。吾人の觀る所を以てすれば、確にナイトの説く様に競争に、倫理的根據はないであらうが、之を否定すべき倫理的根據も内在して居る譯ではない。人間が經濟生活を行ひ且つ之をより満足させて行く爲に拂ふ努力は、それ自體一つの自明の事柄であり、倫理的判斷の世界から離れた事實である。勿論之に對して種々倫理的に判斷することは出来るが、生活そのものは事實として之を認めなければならぬ。現代の世界に於て、人間の拂ふ努力は營利的行爲となつて現れる。吾人は其行爲を齎した根本動機の内容にまで溯る必要はない。その様な人間の心理、主觀の世界へ入り込むことは實證的な研究の領域に屬するものではない。吾人は唯々稀少なる財貨を以て、各種各様の欲望——此欲望には肉體的なるものもあれば精神的なるものもあらう。自利的なものも、利他的なものもあらう、が併し其様な、穿鑿は、見當はづれである——を満たす爲に努力するといふ事實を理解すればよいのである。

用語は異なるけれども、之と同様の意見をばハット教授が、ナイト、キーンズ、ロブソン等の學者に對抗して述べて居る。即ち曰く、

「人間は唯單に物質的安寧のみに注意を拂ふものではない。即ち、生産者並に消費者としての役割に於て、人間は物質的なものにせよ、或は又非物質的なものにせよ、兎に角自己の行爲が社會的意義を持つ限りに於て、之を欲求し且つ其爲に努力するものとして之を觀察せねばならぬ。……ナイト教授は言ふ「行爲の窮極の動機や興味は、

客觀的な意味を以て記述することの出来ぬ所の探險、問題解決、友誼、權力、美、正義等々の言葉に依つて吟味されねばならぬ。」(Knight: The Ethics of competition and other essays p. 329)と。併しながら、此等のものゝ追求に當つて、最も廣い意味に於ける市場の需要は、若し意思の闘争に類似せるものが存在するとすれば、影響を受けるのである。然かも、意思實現の手段が限られて居る以上闘争は在るに相違なく、又若し之がなければ、社會問題は全然存在せぬであらう。消費者の支配といふ觀念は(吾人の所謂個人の欲望満足を優位に置く考へ方と同じである——筆者註)個人の努力が環境と従つて又爾餘の人々の選擇に影響を及す限りに於て、此等の努力一切を包含するものである。而して、ナイト教授が頗る重要なものと認める所の「窮極の動機並に興味」は總て皆「選擇」(preferences)なる一語に盡きて仕舞ふ。其故に、吾人が「より高き價值」を見逃して居るとか、吾人が物質的幸福のみに興味を持つ物質主義者であるなど、吾人の興味に就て語るとは批判家のよく爲すべからざる所である。吾人が「消費者」に就て云々する時、吾人は所謂「所得」なる、社會に對す要求權の一定率の流れを持つて居る人を直觀する。其人は、自己の「快樂」を最大ならしめんとするといふ意味でなく、自己の選擇をば、その中味が何であらうとも、徹底的に實現せしめんと努力するといふ意味に於て、社會より取得し得るあらゆる種類の満足の最大限を齎らすと自ら考へる所の方法に従つて其行動を調節するのである。(註二六)と。

以上に於て現代社會に於ける營利的精神及び之の根底に在る所の自由主義の精神は明瞭であると信ずる。現代に於ては自由主義は此營利主義を通じて作用する。之に對して下される種々の惡評、幾多の惡徳の罵言は決して營利

精神そのものに在るのではない。經濟政策上から觀て此努力程今日其目的に適へるものはないのである。唯道徳的な批判をする場合にのみ幾多の欠點が數へられるのであつて、それに就ては此處に辯解する必要を認めない。

さて、之まで述べ來たつた所を要約すれば、經濟政策上の自由主義は經濟上の利益を追求する上に於て各人の自由なる行動を最も尊重することであつて、人を消費者として觀れば、ハット教授の所謂消費者の支配 (consumer's sovereignty) とか、自由なる選擇 (preference) といふことを第一義的に考へるものであり、人を生産者として扱ふならば、營利的行動を以て、此主義に合致せる行爲の原則と考へるものである。此原則が正當に實現せらるゝならば、財貨並に生産手段の移動も可及的に實行せられ、同時に代用の原則も之に伴ふて及ぶ限り實現せられるのである。自由競争の制度といひ、獨占といひ、將た又國家の干渉といひ、何れも此精神を發揮せしむる上に於てこそ意義があるのである。所謂資本主義經濟の初期並に成長期にあつては、從來考へられ來たつた所の自由放任の政策とか自由競争の制度といふものは多大の貢獻を爲して來た。併し經濟の發達は、カルテルやトラストや労働組合など其他種々の障害物を生み、國家の干渉も要求せられるに至り、今日に至つて依然として此等の政策、制度を其儘踏襲して安閑たることを許さない。此處に於てか獨占的組織や國家の統制干渉策に對する自由主義の態度如何が問題となる。吾人をして、之に答へしむるならば、要するに生産手段の自由移動を可及的完全ならしむる様に、根本方針を定め、以て各人の欲望の可及的達成を計るの一事に盡きる。

自由放任の原則を擇ぶべきか國家干渉の原則を採るべきかは問題でない。正にピグー教授の言ふ通り「兩者何れの側にも原則は存しない。個々の場合それ〴〵に就て、其具體的な事情を詳細に調べ、其理非曲直に依つて考慮せねばならぬ。」(註二七)

元來自由主義の根底に有るものと考へられる營利的精神其物ですら一定時代一定社會組織の産物なのであり、經濟的達成の爲の一方針としてその合目的性は絶對的なものと考へべきではないのである。唯今日の私有財産制度に基礎を置く所の所謂資本主義社會に於て、吾人に許されたる知識の範圍内に於て、此精神を利用することが最も經濟目的の達成に適當して居るといふに過ぎないのである。而して今日に至るまでの歴史に於ては、此精神は自由競争の制度の確立又は國家干渉の可及的排除といふ形を通じて作用して來たのである。此形式が現代に於ては著しく不具、不適當になり、別箇の形を以て此精神を實現する必要に迫られるのである。

處で此別箇の形式と見られるものゝ中、近時最も問題となれる獨占到就て述べるならば、トラストやカルテルの如き獨占組織が、競争制度の結果として、或意味に於て其頂點に達して生じたものであることは何人も説く通りである。殊に競争制度の秩序の整頓は、生産的技術の改良と相俟つて、財貨の移動を益々圓滑ならしめ、各營利業者間の競争を激化し、獨占的組織の結成を促進した。獨占は元來、之を組織する企業家達の自衛的目的より出づるものが多い。即ち日進月歩の技術の改良の爲に、既に投下せる資本の原價償却が完成しない中に、新しい資本を投じて新しい技術を利用する必要に迫られ、過大の投資の止むなきに至るのを防ぐのが、獨占結成に至る最も重要な原因の一つである。云はゞ無政府的なる鬭争の弊害を免れんとする努力から生れるものである。又或ひは競争の結果、

優秀企業が劣等企業を併呑して仕舞ひ、獨占が生れることもある。斯様な原因から生ずる獨占組織は、自由競争の根本的たる生産手段の移動、需要に對する優れたる適應を實現する爲には最も適當なものであり、此意味に於て自由主義の精神と合致するものである。若しも一産業に於て獨占的支配の爲に、爾餘の労働や資本が同種産業へ投ぜられることが全然不可能となり、或は獨占者が意識的に之を不可能ならしめるならば、此處に自由主義の效果は危険に瀕するものである。併し、自然的事情や法律的強制(例へば特許權)に基く場合の外、實際のトラスト、カルテル或は又労働組合等の組織に於て斯る危険が發生することは殆どないといつてよい。背後には常に潜在的競争がある。

故に獨占到對する自由主義經濟政策としては、一定獨占組織發生の事情及び其目的を充分に觀察し、自由競争の無政府的なる弊害を除く事に效果がある以上、寧ろ之を支持すべきであり、其權力が過度に濫用されて、生産手段の自由移動を妨げる如き結果を表す場合には之に制限を加ふべきである。實際問題として、或獨占が良き效果を持つか悪しき影響を及ぼすかは該獨占企業の業績例へば生産費、價格、收力力等を検討して之を決することになるであらう。獨占到對する國家の干渉は此點に能く留意し、獨占を排斥するよりも寧ろ其權力の濫用を防ぐ意味に於て統制策を實行すべきである。

所謂統制經濟に就ても之と同様の事が言はれる。自由主義が決して國家の干渉を排斥するものでなく、寧ろ或方面に於ては歓迎すべきものであることは曩に述べた通りである。

然らば如何なる意味に於て國家の統制が行はるべきかといへば、それは先づ第一に、自由主義の精神と合致せねばならぬ。換言すれば、各人の可及的多大の欲望満足に應ずる様に行はれねばならぬ。同時に公益其他曩に述べた特定の場合を除く外、各企業家の營利的努力を阻止してはならぬ。而して生産手段の移動に對する自然的技術的又は社會的障害を取除き、之をより完全ならしめねばならぬ。

從來の社會に於て、生産手段の完全なる移動を妨げる原因と看做されるものは、上に擧げた獨占的勢力の外に、大體次の如きものがあらう。即ち一つには各人の行動に附纏ふ社會的情性がある。曩にナイト教授が競争制度の欠陥の一つとして擧げた所の、人間の行爲の非合理性の如きは之に屬するものであらう。「經濟統制」と題する一書の著者スキーン・スミス教授は之に就て次の如き説明を與へて居る。

「情性を徹底的に除去することは經濟的に望ましくない。何となれば、之あるが爲に、經濟活動は安定的な影響を蒙るからである。併しながら或必要な又は望ましい事物の遂行が之が爲に妨げられ、陳腐、粗雑なる手段方法に定見にいつまでも執着して居る限りに於て、經濟的損失が生じて來る。此情性は恐らくは經濟的摩擦の最大の唯一の原因である。」又曰く「更に組織上の改良は、それが公平なる觀察者に取つて或は又經營上から言つてすら、如何に必要欠く可からざるものと思はれても、其改革に依つて影響を蒙る種類の人々の些細な不平、個々の嫉妬、偏見及疑惑等に依つて再三再四挫折するものである。不平や疑惑は、常に必ずしも、名分が立たぬ譯ではない。が併しそれは進歩の障害である。之を取除き、同時に其根底に在る所の原因を取除くことは社會に對して貢獻するも

のである(註二八)と。

第二には、人の、生産者並に消費者としての無智を擧げることが出来る。之も亦曩に引用したナイトにしろミードにしろ明かに指摘せる所である。ピグー教授も亦曰く「諸種の資源は、其不可避の移動費用の許す限り、絶えず流入し來たり、比較的収益低き所から其比較的高い所へ向つて互に争ひつゝある。此争ひに於ける成功は、資源の流れ種々の部門を指揮する力を持つ人々の智識の不完全の爲に阻害されるのである(註二九)と。吾人の無智の爲に生ずる經濟的福祉の損失を免れる爲に國家的施設の重要なことはいふまでもないであらう。スミス氏は近年の情勢に就て次の如く述べて居る。

「近年に於て、應用經濟學に對する最も重要な功績の一部分は政府の任命せる人々の團體により、職業的結社により、科學的の結社により、或ひは又個人が實感せる利益の爲に、將た又其特殊の經驗により爲し遂げられたものである。吾人が進む可き道を發見せんとする無智の山々の頂きは頗る高い。而して組織された集合的努力は、協力のない、時に利己的なる威勢を以て實驗の道へ進むよりも一層優れた結果を齎らす様に思はれる。其上又、吾人は唯單に確定せる障害に遭遇するのみならず、吾人の或は統禦し得、或は統禦し得ざる所の種々の原因を通じて不斷に發生する所の障害にも遭遇せねばならぬ。智識の探照燈は此等の障害を有効に處理し、又は其影響を減殺する助けとなるものであり、之に依つて經濟生活を一層確實ならしむるのである(註三〇)と。

猶ほスミス氏は上の二つの欠陥と並べて、第三の事情として反社會的選擇(anti-social preference)を擧げて居る。

之は人が或種の反社會的行動を爲す爲に蒙る社會的損失を指すのであつて、次の様な例で之を説明して居る。即ち「煤煙を吐く工場の煙突、低賃銀の支給及び自然的資源の浪費は、縱令ひ個々の企業家の利益になることがあつても國民に取つては總て一つの損失である。(註三一)と。スミスは斯様な反社會的選擇を二つの種類に分つ。一つは個人が將來を割引し、將來の享樂よりも同じ量の現在の享樂を尊ぶことであり、他の一つは個人が社會の利益よりも彼等自身の直接の利益を追求する傾向である。然かも此兩者を互に區別することは屢々困難であると告白して居る。惟ふに斯くの如き反社會的選擇は何れも主として個人の先見の不足から來るものである。私利の追求が公共の利益を害するといふのは、非經濟的見地よりするならば兎も角、經濟的に考へるならば、唯其社會に生活する人々の智識の不完全、非合理性、淺慮短見等より生ずることが多く、其爲に、個人の行動が第三者に對して及ぼす所の間接の影響が或は有利であつても將た或は不利であつても、之を貨幣に依つて測定することも技術上出來なければ、又何等かの方法に依つて賠償されることがなくして終るのである。社會全體の利益になるといふことは、結局其社會を構成する一員たる自己も亦利益を蒙ることであり、公共の不利益は同じく個人の不利益であるに相違ないのである。唯個人の生命は社會全體としての無限の生命に比較すれば頗る短く、一個人の判斷力なり知識なりは社會全員中の優れたる合理的性質に較ぶれば著しく劣等且つ不完全である爲に、各人は直接目前の利益の追求の爲に爾餘の社會全員に對する考慮を忘れるのである。長い目を以て見るならば、爾餘の多數の人々の利益を犠牲にして得られたる一時的利益は結局已に取つても不利益となるのである。此意味に於て反社會的選擇は主として個人の淺

慮短見又は無智に基く行爲と見ることが出来る。個人の斯様な行動に基く經濟的不利益は、一般に、「限界的私的純生産物」と「限界的社會的純生産物」(註三二)との差に依つて表現される。此兩種の限界的純生産物が等しくなる場合に於て社會全員として最大限の欲望満足が保證されるのであるから、之を均等にする爲に或種の共同的統制が必要であることは明瞭であらう。

第四に擧ぐべき自由移動の障害は社會的、生産技術的の障害である。此障害は企業なり自然的資源なりの「不可分性」とか「不可動性」とかいふ言葉によつて多數の學者の指摘して居る所である。就中勞働が、經濟的利益の高低如何に従つて、自在に處を移し得ないことは其顯著な例となつて居る。又勞働其物に附著する所の特種の技術や熟練の要素は其職業間の移動性を一面に於て頗る害する傾がある。機械の改良發達、分業の應用増大は、一方に於て勞働に技術を要求するが、他方に於て之を頗る單純化し、其點に於て勞働の移動性を促進する結果をも生んで居るのである。又資本に就ていふならば、新に形成せらる可き資本は、現今に於て智識の普及發達、投資に關して必要な諸設備の整頓に連れて、勞働に比較すれば頗る豊富な移動性を有して居る様である。併し既に投ぜられたる資本は、近年に於ける生産規模の擴大、固定資本の増大に連れて著しく移動困難となつた。蓋し斯かる資本はそれが長い生産過程を経過して消費財と化するまで、利不利を問はず其投入箇所固定して居るからである。けれども、各個人本位に之を觀察すれば、資本の賣買は相互間に近年益々自由且つ便宜に爲つて來て居るから、移動性は豊かであると言へる。此場合投入せられる資本財の經濟的本質を成す所の其含有價值は、其具體的消耗度の如何に拘らず、

賣買毎に變動する。此變動は投下資本の經濟的合目的性如何に依つて定まるのであり、従つて資本の新規形成並びに其移動を目指す場合に吾人の準據すべき指針となるのである。

資本の移動性の經濟的意義は資本に内在する所の將來的價值が資本財の物質的消耗に連れて消費財の現在價值へ轉化する其過程を價值的損失なしに遂行せしむるといふ點に在るのである。一度び投入せられたる資本財が固定して長期間に亘つて消費財に轉化せぬ事は、資本價值の移動性に對する一大障害であるといふものゝ、之は技術的變革の行はれぬ限り、如何なる社會に於ても不可避の次第なのである。否な今日の情勢では生産は益々迂迴的となり、生産財が消費財に轉化するに要する日時は、益々長引く傾があるのである。従つて當面の問題は此處に在るのでなく、寧ろ資本價值を合目的的に移動せしむる爲に、各個人をして資本投下の合目的性を判斷せしむる事を計ることにあるのでなければならぬ。此意味よりすれば、一方に於て技術の改革を計り、資本價值の技術的轉化を速くすることが今日の現状から推しても、又將來に對する豫想から察しても、困難否な寧ろ益々反對に之を遅延する傾向に在る時、他方に於て各個人間の價值移轉に依つて、其合目的性を一般に知らしめ、且つ爾後の資本投入の指針を示す様に努力することを最も緊要事といはねばならぬ。

更に土地に就て移動性を論ずるならば、土地の自然的移動性を云々することは無意味である。土地は元來自然其儘に在るものであつて移動することは不可能であり、若し之に勞働を加へて移さうとするならば、問題は、其瞬間に、土地の移動でなく、資本の投入といふ方面に向いてゆく。従つて土地の移動性は社會制度上、經濟政策上の問

題として直接重要なものでなく、唯人智の進歩發達によつて、其の利用程度の増進することを期待するのみである。土地の經濟的價値の移動性は上に資本の價値に就て述べた所と等しく、個人相互間の移轉可能となれば爲る程、之を利用する方針が明瞭正當即ち合目的に爲つて來るであらう。併し土地は資本財と異つて、元來原始不滅の性質のものであるから、斯る移動性は、單に土地利用の方向の變化に影響するのみである。農耕の爲に頗る優秀の土地が山間の僻地に在る場合に、之を開拓する可能性は、土地の價値移動性に依つて影響されることは全然ないと言つてよいであらう。それは寧ろ、人間の智識技術の程度と、資本の移動性とに依存するものである。

最後に企業其物の移動性に就て一言するならば、之は具體的に言へば營業の自由の程度如何といふことに歸着する。此自由は、縦令ひ法律上一般に保證されて居るとしても、現實の社會に於ては社會的に又は技術的に制限を蒙つて居る。社會的制限の主要なるものは獨占の存在である。一市場に獨占的支配力を振ふ所の企業が、同種企業の併存を嫌ふ場合には種々なる手段を弄して新規營業を排斥することが出来る。又企業が大規模である爲に、新に之を設立するには多額の資本を必要とすることがある。或は又多數同種企業の合同せる方が經濟的に好ましい場合でも、積極的に之を斡旋するものゝない爲に、其の行はれ難いこともある。斯様な場合に國家的施設に依つて經濟的合目的性を發揮せしむる余地は充分に存在するのである。

之を要するに、經濟的統制の目的は、競争の欠點を是正し、同時に競争の恩恵に浴せしむる様各人に保證することである。之に就てスキーン・スミス教授の言を引用しやう。

「經濟的統制の領域は、經濟生活のあらゆる方面に擴り、人民の利益及び智能を覺醒せしめ、慣習に捉はれた考へ方を除去し、人及び物をば、生産事業に一層適切に配分し且つ、堅實な基礎を築いて、新方法を一經濟單位に採用するに當つて生ずる所の初期の動搖に對抗し得る様、協同的努力を確固たらしむることにまで及ぶものである。此統制は又就中、科學的測定を爲す其標準の樹立を包含するあらゆる經濟的實驗に際して許容せらる可き不確實性の廣い限界を考慮するならば、此等の標準の基礎は、初めは必ずや幾分漠然たるものであらう。而して『合理的』とか『正當な』とか『充分な』とかいふ形容詞を使用せねばならぬであらう(註三三)と。

又國際聯盟の經濟會議の報告を引用し、『今日、主要な障害は自然の資源の物質的不足でもなければ、又之を開拓する人間能力の劣弱でもない。それは總て皆何等かの形に於ける不調和である。——即ち生産能力が不充分なのでなくして、其能力が幾つかの障害の爲に充分利用出来ないのである。經濟的回復の主たる障害は、勞働、資本及び財貨の自由なる流れに對して下される多數の妨礙である(國際聯盟經濟會議五月の十七日の報告)此等の障害を如何にして經濟機構より除去すべきかを示すことが經濟學者の任務である。(註三四)と。

以上に於て、吾人は經濟政策上の自由主義の眞意を明かにし、それが決して國家の干渉を排斥すべきものでなく、寧ろ國家的干渉や統制を時に應じて要求するものであることを説明し、又之を要求する原因を擧げ、之に對して國家の行ふべき干渉の根本方針を明示した。問題は要するに、與へられたる經濟的資源をば、各人の需要に可及的適應する様に利用する方法如何といふことに在るのであつて、現今の様に、個々の生産手段に就て原則として私的所

有權の承認されて居る社會に於ては、該手段の處分をば各人の創意に委し、其營利的精神を働かしむることが最も策を得たるものと吾人は考へるのである。從來の歴史に於ては、此精神は自由放任の政策や自由競争の制度を通じて發揮されて來たのである。今日此等の政策や制度が、其本來の經濟上の目的を實現せしむる上に於て著しく効果を失ふに至つたのであつて、此意味に於て所謂自由主義の後退が云々されることは正しい。時世の變遷、人間性質の變化が私的所有權の制度や利己的な人間の性質に著しい變動を齎らすならば、其時には、最後の自由主義の城砦すらも、其經濟的合目的性の上から判斷して敗られるかも知れぬ。併しながら今日の經濟機構と、今日の人間性能とを以てしては、自由主義の精神に代る別箇の原則が、之より一層富裕な、經濟的福祉を生むとは想像出來ないのである。

(昭和十二年五月十一日記)

(註二五) Knight: 上掲書七五頁

(註二六) Hutt, W. H.: *Economists and the public*. London 1936. 二六五頁

(註二七) Pigou, A. C.: *Economics in practice*, London 1935. 一二七—一二八頁

(註二八) Smith, Skene.: *Economic control*. London 1929. 一五頁

(註二九) Pigou, *Economics of welfare*, Chap. VI. p. 133. Smith: 上掲書一五頁より引用

(註三〇) Smith: 同 一六一—一七頁

(註三一) Pigou: *The economics of welfare*. 2nd ed. 第二篇第二章及第八章參照

ピグーの定義に據れば社會的純生産物とは國民的配分額に對して加へられる附加分全體を指し、個人的純生産物とは、

一定投資額の責任者の所得に附加せられる所の収益を指し、同時に賣買せられ得る性質を持つものをいふ。此兩者は必ずしも同一でない。前者の内容を爲すものは、一定資源より生ずる所の直接、間接の物質的純生産物である。此等純生産物を貨幣價値で表現するならば、所謂社會的純生産物の價値なる概念が生ずる。限界的社會的純生産物と限界的私的純生産物との價値に相違が生ずる原因は、幾つか擧げられる。其一つとして曰く、「此場合問題は或人甲が或る報償を受けて相手方乙に或る給付を爲すに當り、附帶的に、他の人々丙丁戊等に對して或る給付又は不給付を爲す場合に、技術上の斟酌からして、利を受けた人々から報償を受取ることも、又害を蒙つた人々に賠償を強ひたることも妨げられることがある」といふことである。」と。(同書一六一頁)

(註三二) Smith: 上掲書二五頁

(註三三) Smith: 上掲書二五一—二六頁